

# 令和6年度 児童育成クラブ 入会案内

## ◆児童育成クラブとは

児童福祉法に基づく「放課後児童健全育成事業」として保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的としています。

## ◆入会申込方法

必要書類を揃えて、各児童育成クラブへ直接ご提出ください。

必要な書類が全て揃っていないと受理できません。

### ■ 提出期限

令和6年4月入会の方           ： 各児童育成クラブが指定した期日まで

令和6年5月以降入会の方   ： 利用希望月の前月15日まで

※提出期限以降に入会基準の要件が新たに発生した場合(転入、就職等)は個別にクラブへご相談ください。

### ■ 必要書類 (提出確認欄は、提出前に各自ご利用ください。)

書 類 名	提出確認欄
① 入会申込書	
② 熊本市児童育成クラブ利用に関する注意事項確認書兼同意書	
③ 保護者等の状況を確認する書類 (就労証明書等)	
④ 利用者負担金減額・免除申請書 / 添付書類 (必要な方のみ)	
⑤ 入学式までの期間における利用申込書 (必要な方のみ)	
⑥ 口座振替依頼書 (金融機関に提出・未登録の方のみ)	



### 【お問い合わせ先】

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市教育委員会事務局 放課後児童育成課

TEL:096-328-2277(平日:8:30~17:15)

## 1 入会の基準

---

次の①～③全てに該当する方が児童育成クラブへ入会できます。

① 保護者(同居の祖父母等を含む)が「就労又は病気等」で、下校時に家庭にいない又は、それと同等の(見守りができない)状況にある1～3年生までの児童であること。

※障がいのある児童は、6年生まで入会できます。

② ①の状況が、月～土曜日のうち週3日以上であること。

なお、変則勤務の場合は、直近3ヶ月間の平均就労日数が1ヶ月あたり12日以上であること。

③ 就労を理由とする場合、就労の終了時間が1年生は午後2時を、2年生以上は午後3時を超えていること。

※就労の終了時間が要件を満たない場合は、通勤時間も含めて判断します。

※長期休業中についても、入会要件は同じです。

## 2 利用日

---

・保護者が就労などで家庭にいない(見守りができない)日に限り利用できます。

・短期(1ヶ月)の利用も可能です。

## 3 開設日と開設時間

---

### ■ 開設日

次に掲げる日を除く日

◇ 日曜日、国民の祝日・休日(振替休日含む)、年末年始(12月29日～1月3日)

### ■ 開設時間

◇ 平 日 児童の下校時間から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕

◇ 土 曜 日 午前8時から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕

◇ 長期休業中 午前8時から午後6時まで〔延長時間 午後6時から午後7時〕

### ■ 開設時間延長の利用条件

就労等の終了時間が午後5時を超える日が、月に1日以上あること。

(例)午後5時00分までの就労の場合は対象となりません。この場合、通勤時間は考慮しません。

利用する場合は、前月15日までに「開設時間延長利用申込書」を児童育成クラブにご提出ください。

## 4 出欠の連絡について

---

・各児童育成クラブにおいて、事前に出席予定日の確認をします。

出欠の予定が変更になったときは、必ず、保護者から各児童育成クラブにご連絡ください。

・出席予定日に急遽学校を欠席する場合や、早退等する場合も、必ず各児童育成クラブにご連絡ください。

・出席予定者が1人もいない場合は、開設しません。

## 5 帰宅方法について

---

- ・各児童育成クラブが定めた帰宅方法に基づき、帰宅してください。  
※一斉下校の時間は、日没や各小学校での指導指針を目安に設定しています。
- ・日没後は、必ずお迎えをお願いします。
- ・お迎えは、必ず午後6時(開設時間延長を利用の方は午後7時)までにお願いします。
- ・児童の安全上必要な場合は、急きょお迎えをしていただくことがあります。
- ・習い事等の個別の送り出しは行いません。
- ・一斉下校や保護者のお迎えが困難な場合は、子どもを預けたい方と子どもを預かりたい方からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター(096-345-3011)」等の利用をご検討ください。

## 6 児童育成クラブの退会について

---

- ・入会の基準に該当しなくなった時点で利用はできません。速やかに「退会届」をご提出ください。  
(離職後の求職活動期間1ヶ月間は利用できます。)
- ・その他の事情により児童育成クラブを退会する場合には、事前に「退会届」を児童育成クラブにご提出ください。退会日は、原則として月の末日とします。

◇◇◇入会の基準に該当していても、次に該当する場合は退会となります。◇◇◇

- ① 入会申込にあたり虚偽又は不正があった場合
- ② 就労証明書等の確認書類の提出依頼をしても、期限までに提出がない場合
- ③ 正当な理由なく、利用者負担金などを長期(3ヶ月以上)にわたり滞納した場合
- ④ その他、児童育成クラブの運営上支障がある場合

## 7 児童育成クラブの休会について

---

- ・年度内において、休会が可能です。事前に「休会届」を児童育成クラブにご提出ください。
- ・利用を再開する場合は、利用開始前月15日までに「再利用届」を児童育成クラブにご提出ください。

## 8 緊急時等の対応について

---

- ・発熱や腹痛、その他体調が悪い場合は、健康管理や他の児童への感染防止のため、児童育成クラブの利用はできません。(※学級閉鎖となったクラスの児童も、同様の理由で児童育成クラブの利用はできません。)
- ・出席が停止となる学校感染症(新型コロナウイルス感染症等)に罹患した場合は、軽症であっても出席停止期間を経過するまで児童育成クラブの利用はできません。その後は医師の指示に従い、利用を再開してください。
- ・児童が病気やケガをするなど、児童育成クラブでの活動に参加できないような状況となった場合などは、保護者に直ちに連絡をします。入会申込書の「緊急連絡先」には、できるだけ多くの連絡先を記入し、必ず連絡が取れるようにしてください。
- ・開設日であっても、台風接近などの災害発生の場合や学校が一斉下校となった場合等、児童の安全上必要であると判断される場合は、閉鎖や開設時間の変更等を行うことがあります。(※その際は、事前に保護者へご連絡します。)

## 9 利用者負担金

利用月	利用時間	午後6時まで	午後7時まで
8月を除いた月		5,000円	6,200円
8月		9,500円	10,700円

きょうだいと同時に在籍している場合、2人目以降は月額半額となります。

### ■ 注意事項

- ・納入義務者(保護者)が、生活保護、就学援助を受けている場合は、申請により、負担金が免除されます。(詳しくは、「10 利用者負担金の免除について」をご確認ください。)
- ・利用者負担金の納入期限は、利用月の末日です。(月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日)
- ・納入方法は、原則、口座振替払いとなります。(詳しくは、「14 口座振替のご案内」をご確認ください。)
- ・利用者負担金は、出席の有無に関わらず納入していただきます。  
ご家庭の都合により、1ヶ月間全く利用がない場合であっても、退会届や休会届の提出がなければ、利用者負担金の納入が必要です。利用しない場合は、前月までに退会届または休会届を提出してください。
- ・月の中途から入会する場合であっても、当月分の負担金が必要となります。(日割はありません。)

※正当な理由なく長期にわたり滞納した場合や、入会申込の時点できょうだいの滞納がある場合は利用できないことがあります。

## 10 利用者負担金の免除について

経済的な理由から、児童育成クラブ利用者負担金の納付が困難な場合、次のいずれかに該当する方が申請することにより、免除となる制度があります。

- ① 納入義務者(保護者)が生活保護を受けている場合
- ② 納入義務者(保護者)が就学援助を受けている場合

- ・児童育成クラブ利用者負担金の免除は、小学校の就学援助とは別途申請が必要です。自動的には免除になりませんのでご注意ください。
- ・令和5年度(2023年度)に免除決定を受けた継続入会の方も、利用年度ごとに手続きが必要です。
- ・就学援助については、各小学校または熊本市教育委員会事務局指導課(TEL:096-328-2716)へ直接お問い合わせください。
- ・免除申請書及び関係書類は、郵送または持参により、放課後児童育成課または各児童育成クラブへ封筒に入れてご提出ください。(免除の決定につきましては、後日文書で通知します。)
- ・「就学援助申請の審査結果について(通知)」の再発行は各小学校へ、「保護適用証明書」の発行は各区役所保護課へお問い合わせください。

※就学援助申請中で、令和6年度の「就学援助申請の審査結果について(通知)」がお手元に届いていない方は、免除申請書のみ提出していただき、後日、令和6年度の「就学援助申請の審査結果について(通知)」<写し可>を必ず提出してください。

## 11 その他必要となる費用

利用者負担金とは別に、以下に係る費用が各児童育成クラブにおいて実費徴収されます。

- ◇ おやつ代、教材費等 実費 月額 2,000円程度（各児童育成クラブにより若干、金額が異なります。）
  - ◇ スポーツ安全保険料 傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費保険 年額 1,000円(振込手数料含む。)
- ※利用者負担金の免除申請をした場合でも、上記の実費は、免除となりません。

### ■ スポーツ安全保険について

- ・加入の手續等は、各児童育成クラブで行いますので、各児童育成クラブの定める方法で保険料を納入してください。
- ・保険の内容は、下記のとおりとなっており、**児童育成クラブの活動中のみの適用**となります。
- ・この保険の内容で不十分な方は、各ご家庭で民間の保険に別途加入するなどしてください。
- ・保険料の支払後、入会をキャンセルしても原則、返金できません。
- ・この保険は、治療や入院等の費用に対して支払われるものではなく、**見舞金的な性質のもの**です。

#### <保険の内容>

##### ○傷害保険

- ・死亡 3,000万円 ・後遺障害 4,500万円(最高) ・入院 1日 4,000円(1日目から補償) ・通院 1日 1,500円(1日目から補償)
- (例) ・児童育成クラブの活動中にケガをした場合
- ・学校休業日に自宅～クラブ～自宅を通常の道順で通学中にケガをした場合
- ※学校授業日にクラブを利用した場合の登下校時は、学校の保険(日本スポーツ振興センター災害共済給付)の対象となります。

##### ○賠償責任保険(限度額)

- 対人・対物賠償合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
- (例) ・児童育成クラブの活動中、投げたボールが通行人に当たり、治療費を請求された場合
- ・加害者となり、法律上の責任が生じた場合
- ※故意または重大な過失があったと判断される場合は、保険金が支払われず保護者のご負担になる場合があります。
- ※メガネ装着時のメガネの破損については、補償の対象外となります。

## 12 児童育成クラブを利用する際の注意事項

- ・入会申込書の内容に変更が生じた場合、必ず、各児童育成クラブに記載事項変更届をご提出ください。
- ・就労を理由として入会した後に離職や出産のための休暇を取得される等、入会要件が変更となる場合は各児童育成クラブへ届け出てください。(出産に伴う利用は出産月とその前後2ヶ月の合計5ヶ月間となります。その期間を超える育児休業中の児童育成クラブの利用はできません。)
- ・勤務先が変更になった場合は、新しい勤務先の就労証明書の提出が必要です。なお、契約期間が満了になった方は退会となりますので、契約更新(自動更新の場合を除く)の場合は、期限を迎える前に、再度就労証明書をご提出ください。
- ・習い事等で一度児童育成クラブから帰宅した場合は、原則、同じ日に児童育成クラブを利用することはできません。
- ・土曜日、長期休業中は、午前8時より前に入室することはできません。児童を長時間外で待たせることのないよう、お子さまがご自宅を出発する時間については十分なお配慮をお願いします。
- ・児童育成クラブでは、学習指導は行いません。宿題の進捗や内容の確認はご家庭でお願いします。
- ・児童育成クラブでは、給食の提供はありません。学校で給食がない日は、必ずお弁当を持たせてください。

## 13 保護者等の状況を確認する書類

同居の保護者及び 65 歳未満の同居の祖父母の方は、以下の書類の提出が必要です。

入会を必要とする事由		証明する書類	備考
就 労	被雇用者 ・ 就労予定者	・就労証明書  (就労予定者も同様の様式)	※記入はお勤め先 ※就労先が複数ある場合は勤め先ごとの証明が必要 ※自営の代表者が祖父(祖母)の自営業に従事している場合、祖父(祖母)の自営の状況が確認できる書類が必要。(ただし、法人格がある場合は省略可)
	自営業  農 業  内 職	・就労証明書 ・自営業の状況が確認できる書類	自営の状況が確認できる書類①または② ① 最新年度分の確定申告書(第一表、第二表)の写し ② 市民税申告書の写し ※法人の代表者の方の場合 最新年度分の源泉徴収票または、最新年度分の法人税申告書の写しまたは、最新年度分の法人の決算書の写し ※①または②を提出できない場合 営業許可証または開業届の写しまたは請負契約書(労働契約書)の写し及び最近3ヶ月の事業の取引状況を確認できる書類(領収書等)
病 気 障 がい	保護者の病気	・申立書(様式第2号-2) ・診断書(様式第2号-3)	診断書は原本の提出が必要 「療養期間」と「見守りができない旨」が記載されていれば、医療機関の様式でも可
	保護者が障がいをお持ちの場合	・申立書(様式第2号-2)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は療育手帳の写し
妊娠・出産 (出産月とその前後2ヶ月の合計5ヶ月間の利用)		・申立書(様式第2号-2) ・親子(母子)健康手帳の写し	氏名と出産予定日が確認できるページの写し
同居親族等の介護・看護		・申立書(様式第2号-2) ・診断書 ・介護保険被保険者証の写し	診断書は原本の提出が必要
就 学		・在学証明書(合格通知等) ・時間割	在学期間と授業の時間帯が確認できるものが必要

※ 単身赴任で別居の方及び同居のおじ・お婆の就労証明書等の提出は不要です。

※ 証明する書類(添付書類含)は、放課後児童育成課へ郵送いただいても構いません。(クラブ名、児童名を必ず記載してください。)

※ 提出書類の不備や、記入内容に不明な点がある場合などには、申込先の児童育成クラブ又は放課後児童育成課からご連絡します。

※ 変則就労の場合、直近のシフト表や出勤日が分かるものを提出いただく場合があります。

### ■ 就労証明書について

・**就労(被雇用者の方)は、「就労証明書(国標準様式A)」の作成・交付をお勤め先に依頼してください。**

「就労証明書(国標準様式A)」は、熊本市ホームページ上にて、公開しております。

【熊本市ホームページ】

熊本市 児童育成クラブ で 検索 または

熊本市ホームページ > 健康・福祉・子育て > 子育ての施設・窓口 > 児童育成クラブについて

・すでに、令和6年度保育所等申込みのために交付を受けられた「就労証明書(国標準様式B)」の写しでも構いませんが、児童育成クラブの利用条件等を確認できない場合は、再度提出いただくことがあります。

・電子での作成が難しい場合は、各児童育成クラブで用紙をお渡しします。

※就労証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成する書類です。

※就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

## 14 口座振替のご案内

児童育成クラブ負担金の支払いは

# 口座振替

となります。

### ◆支払日◆

毎月末日(※月末日が土、日、祝日及び国民の休日の場合は翌営業日)

### ◆口座振替のご利用に当たっての注意◆

クラブに在籍しているきょうだいが、口座振替を利用されている場合でも、利用するお子様おひとりずつの登録が必要となりますのでご注意ください。(過去に児童育成クラブにお通いで、ご登録された方は、再度のお手続きは不要です。)

### ◆口座振替の手続き方法◆

4月入会の方は、3月上旬までに

#### ① 金融機関窓口での手続き

「口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」をクラブより受け取り、必要事項を記入のうえ、金融機関窓口でお手続きください。(通知書番号欄は、未記入でも構いません。)

#### ② Web 口座振替受付サービス

下に記載されている金融機関の中で、で囲まれた金融機関での口座振替をご希望の方は、Web口座振替受付サービスをご利用いただけます。**入会決定通知書(自宅へ郵送)がお手元に届いた後**、QRコードまたは、熊本市ホームページ上にて**Web 口座振替受付サービス**と検索しお手続きください。

手続き期限	入会決定通知書受取後から <b>毎月7日</b> まで
振替開始時期	毎月7日までのお手続きで、当月分から振替開始 例) 4月7日にWEB手続き → 4月分より引落開始
本人確認項目	入会決定通知書に記載された「通知書番号」、金融機関名 支店名、口座番号、口座暗証番号等



### \*注意事項

入会月当月の振替開始に間に合わなかった場合は、納付書を送付しますので、振替開始月の前月分まで納付書※にてお支払いください。(※納付書払いは、コンビニエンスストアでの支払いはできません)

### ◆口座振替払および納付書払ができる金融機関◆

1 熊本市指定金融機関 **肥後銀行**本店及び全国の支店

2 熊本市収納代理金融機関 以下の本店及び全国の支店

<銀行> みずほ・三井住友・りそな・北九州・福岡・十八親和・大分・宮崎・鹿児島・西日本シティ  
長崎・**熊本**・豊和・南日本・**ゆうちょ** (沖縄県を除く九州内に限る。)

<信用金庫> **熊本**・**熊本第一**・**熊本中央** <信用組合> 横浜幸銀 **熊本県**

<農業協同組合> 熊本市・鹿本・熊本宇城 <その他> **九州労働金庫**

3 郵便局(沖縄県を除く九州内の局に限る。)

# 記載例

## 児童育成クラブ入会申込書

(市提出用)

熊本市長様


消えるボールペンで記入  
しないでください。

令和 6 年度

令和 6 年 〇 月 〇 日

きょうだいも利用する場合は  
有に○を記入。

下記の通り、児童育成クラブへの申し込みと併せて、利用にあたって、注意事項等をご確認ください。

入会年月日(利用開始日)	令和 6 年 〇 月 〇 日	きょうだいの同時在籍の有無	有 <input checked="" type="radio"/> ・ 無 <input type="radio"/>		
児童名	ふりがな <b>いくせい いくこ</b>	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	生年月日	学年・組	
	<b>育成 育子</b>		平成 29 年 5 月 5 日	新年度の学年を記入。 組が不明な場合は、記入不要。	
保護者名	ふりがな <b>いくせい たろう</b>	現住	〒 860 - 8601	【 <input type="checkbox"/> 校区 <input checked="" type="checkbox"/> 町内】	
	(自署) <b>育成 太郎</b>	住所	熊本市 <b>中央</b> 区 <b>手取本町1番1号</b>	建物の名称および部屋番号まで 正確に記載してください。	
利用希望区分	<b>1</b> 基本時間帯のみ (午後6時まで) ……利用者負担金月額 5,000円 (8月のみ 9,500円) 利用予定曜日 月・火・水・木・金・土 <b>2</b> 開設時間延長利用 (午後7時まで) ……利用者負担金月額 6,200円 (8月のみ10,700円) お迎え予定時間 午後 6 時 分 ごろ 利用予定曜日 <input checked="" type="radio"/> 月 <input checked="" type="radio"/> 火 <input checked="" type="radio"/> 水 <input checked="" type="radio"/> 木 <input checked="" type="radio"/> 金 <input type="radio"/> 土 (利用条件: 保護者の就労等の終了時間が午後5時を超える日が、月に1日) ※きょうだい同時利用の場合、2人目以降は上記の半額の料金です。 ※負担金の免除には、別途減免申請が必要。利用開始日時点での年齢・内容を記入してください。				
基本時間帯のみの利用を希望される方は1に、開設時間延長利用を希望される方は2に○をし、利用予定曜日に○を、延長利用予定曜日に○をしてください。					
本人以外の家族	児童との続柄	家族の名前(単身赴任者含む)	年齢	児童の入会を必要とする理由	勤務先等
	父	<b>育成 太郎</b>	<b>38</b>	<input checked="" type="radio"/> 就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	〇〇株式会社 熊本支店
	母	<b>育成 花子</b>	<b>38</b>	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 <input checked="" type="radio"/> その他	△△職業訓練所
	姉	<b>育成 春恵</b>	<b>15</b>	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	<input type="checkbox"/> 高校1年
	兄	<b>育成 一郎</b>	<b>8</b>	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	<input type="checkbox"/> 小学校3年
	弟	<b>育成 二郎</b>	<b>5</b>	就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	<input type="checkbox"/> 幼稚園年中
	祖父	<b>育成 清正</b>	<b>65</b>	就労 単身赴任 病気等 <input checked="" type="radio"/> 65歳以上 その他	
	祖母	<b>育成 菊子</b>	<b>62</b>	<input checked="" type="radio"/> 就労 単身赴任 病気等 65歳以上 その他	スーパー〇〇
緊急連絡先	児童の健康状態、発達状況等 ※特に配慮を要することがあれば具体的にお書きください。(アレルギー等) <b>良好</b> 心身の状況、アレルギー等の配慮の必要性を記入。 ※特にない場合は、『良好』と記入。				
優先順位	自宅までの略図 自宅から小学校まで 徒歩約 <b>15</b> 分  印刷されたものを、貼り付けされても構いません。				
障がいの有無	身障者手帳: 有 ( 種 級 ) ・ <input checked="" type="radio"/> 無 療育手帳: 有 ( A1・A2・B1・B2 ) ・ <input checked="" type="radio"/> 無				
かかりつけの病院	〇〇病院 TEL <b>096</b> - **** - **** □□病院 TEL <b>096</b> - **** - ****				

※この入会申込書は、入会時点での状況をご記入ください。  
 ※記入事項に事実と相違する内容があった場合は、入会を取り消すことがありますので、ご注意ください。  
 ※入会申込後、記載内容に変更があった場合は、速やかに各クラブに届け出てください。  
 ※「保護者名」欄は、利用者負担金の納入義務者(児童が属する世帯の生計中心者)とされる方をお書きください。ただし、生計中心者が、単身赴任者等で別居している場合は、同居している父または母を「保護者名」欄にお書きください。  
 ※添付書類等の詳細は、別途配布の「児童育成クラブ入会案内」をご参照ください。

クラブ確認者	( )
利用希望区分に応じた	( 未・済 )
証明書類の確認	( )
備考 ( )	( )
放課後児童育成課確認者	( )
過年度・きょうだい滞納	( 有・無 )